# 愛知県国民健康保険運営協議会関係法令等

#### [目次]

- 1 国民健康保険法(抜粋)
- 2 国民健康保険法施行令(抜粋)
- 3 愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例
- 4 愛知県国民健康保険運営協議会運営要綱
- 5 愛知県国民健康保険運営協議会運営要領
- 6 愛知県国民健康保険運営協議会の傍聴に関する要領

# 1 国民健康保険法(昭和三十三年十二月十七日法律第百九十二号)(抜粋)

### (国民健康保険事業の運営に関する協議会)

- 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第 一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされてい る事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処 理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

# 2 国民健康保険法施行令(昭和三十三年十二月二十七日政令第三百六十二号)(抜粋)

#### (国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

- 第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。
- 3 法第十一条第二項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を 代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織す る。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加

えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

- 第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長)
- 第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。
- 3 愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例(平成三十年三月二十七日愛知県条例第五 号)

国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第三条第五項の規定に基づく愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 被保険者を代表する委員 三人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 二人 附 則
  - この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

# 4 愛知県国民健康保険運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関する事項を 定めるものとする。

(会議)

- 第2条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会においては、会長が議長となる。
- 3 協議会は、会長(会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者)及び 半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (会議の特例)
- 第3条 会長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、議事の概要を記載した書面を回付して、その可否を問い、協議会の会議に代えることができる。
- **2** 前項の場合において、前条の規定を準用する。ただし、「出席」は「署名」に読み替えるものとする。 (庶務)
- 第4条 協議会の庶務は、愛知県保健医療局健康医務部国民健康保険課において処理する。
- 第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (平成30年3月27日29国保第1184号)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月1日31国保第585号)

この要綱は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する

附 則(令和2年11月9日2国保第1081号) この要綱は、令和2年11月9日から施行する。

## 5 愛知県国民健康保険運営協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県国民健康保険運営協議会運営要綱第3条の規定に基づき、愛知県国民健康 保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

- 第2条 協議会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議 会が会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。
- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して審議等を行う場合
- (2) 会議を公開とすることにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

### (会議録)

- 第3条 協議会の会議については、会議録を作成し、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。
- 2 会議録の保存年限は5年間とする。

附則

この要領は、平成29年3月21日から施行する。

附則

この要領は、平成29年10月13日から施行する。

附貝

この要領は、平成30年11月2日から施行する。

附則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

### 6 愛知県国民健康保険運営協議会の傍聴に関する要領

(目的)

第1条 愛知県国民健康保険運営協議会運営要領第2条第2項の規定に基づき、愛知県国民健康保険運営協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定める。

#### (傍聴人の決定)

第2条 会議の傍聴人は、会長が決定する。

(傍聴人の定員)

**第3条** 会議における傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会場における席の確保の状況等により、 その都度会長が別に定めることができる。

#### (傍聴申込み)

- 第4条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書(様式1)により、会長に申し込むものとする。 なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議開始の10分前に締め切る。
- 2 傍聴を希望する者が、視覚障害又は聴覚障害のため、傍聴に際して、点字による会議資料の交付、 手話通訳者による通訳又は要約筆記者による筆記を希望する場合は、前項の規定にかかわらず、会議 開催の1週間前までに会議傍聴申込書(傍聴時に支援を希望する場合)(様式2)により、会長に申し 込むものとする。

#### (定員を超えた場合の取扱い)

第5条 締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、会議傍聴申込書の提出者のうちから、 抽選により定員までの傍聴人を決定する。

#### (傍聴証等の交付)

第6条 傍聴人には、当日、傍聴証(様式3)、傍聴人心得及び会議資料を交付する。傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

#### (傍聴席に入ることができない者)

- 第7条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
  - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りではない。
  - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
  - (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
  - (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者。

#### (傍聴人の守るべき事項)

- 第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
  - (1) みだりに席を離れないこと。
  - (2) 帽子、コートなどは着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
  - (3) 携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。
  - (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
  - (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
  - (6) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
  - (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

### (写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

**第9条** 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

#### (会長の指示)

**第10条** 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附則

この要領は、平成29年3月21日から施行する。

附則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

### 様式 1

会 議 傍 聴 申 込 書

年 月 日

愛知県国民健康保険運営協議会 会長 殿

本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。

住 所: 氏 名: 年 齢:

### 様式2

会 議 傍 聴 申 込 書

(傍聴時に支援等を希望する場合)

年 月 日

愛知県国民健康保険運営協議会 会長 殿

年 月 日開催予定の、貴会議の傍聴を申し込みます。

住 所:

氏 名:

年 齢:

連絡先 電話番号

FAX番号

傍聴時に希望する支援等(※希望事項に〇)

点字による会議資料 手話通訳 要約筆記

- 備考 1 この様式は、視覚障害又は聴覚障害のある方が傍聴時に点字による会議資料等を希望され、開催の1週間前までに申込みをされる場合に限ります。
  - 2 この様式により申込みをされても傍聴の申込み多数のため抽選となる場合があります。 開始予定時刻の10分前までに来場され、抽選がある場合には必ず参加してください。
  - 3 点字による会議資料は、墨字資料の要約版である場合があります。

### 様式3

愛知県国民健康保険運営協議会

傍 聴 証

年 月 日限

傍聴人氏名

# 傍聴人心得

会議の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴証を左胸に付けてください。 なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返しください。
- 2 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。
- 4 携帯電話等については、電源を切って入室してください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、又は会長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。